健康保険 資格確認書 交付申請書 (再交付申請書 兼 滅失届)

電話番号

常務理事		係

資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください。裏面の注意書きをよく読んでご記入ください。 【注意】マイナ保険証をお持ちの方は(要介護者等を除き)資格確認書の交付申請は出来ません。

【注意】マイナ保険証をお持ちの方は(要介護者等を除き)資格確認書の交付申請は出来ません。										
	記号(右づめ) 番号(右づめ		生年月日							
被保険者情報	記号·番号					1 昭和 2 平成 3 令和		年	月	В
者情報	氏名	フリガナ								
	1 被保険者(本人)分のみ 2 被扶養者(家族)分のみ 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分									
	フリガナ 被 氏名			生年月日				申請理由		
	版 氏名 保険 者			同上			下記、理由欄より必ず選択ください			
	フリガナ 被 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			生年月日				申請理由		
対象者欄	·氏名 · 氏名 · 表 者 ①			1 昭和 2 平成 3 令和	年	月	B		記、理由なず選択く	
作刺	▮ フリガナ			生年月日				申請理由		
	被 氏名 扶養 者 ②			1 昭和 2 平成 3 令和	年	Д Д	B		「記、理由 かず選択く	
	フリガナ 被 ころ			生年月日				申請理由		
	版 氏名 養 者 ③			1 昭和 2 平成 3 令和	年	Я	B		記、理由なず選択く	
1 : マイナンバーカードを紛失したため 2 : マイナンバーカードの更新手続き中のため 3 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため 4 : マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため 5 : マイナンバーカードを作っていないため 6 : マイナンバーカードを返納したため 7 : マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため 8 : 資格確認書を滅失・き損したため(下記の顛末書に署名を記入してください)										
顛 末 書										
	このたびは、健康保険資格確認書を紛失いたしました。紛失した資格確認書に係る責任は、一切被保険者が負うことといたします。 なお、資格確認書を発見した場合は、直ちに返納いたします。以上、ご推察の上、再交付の手続きをいただきたくお願い申し上げます。									
	令和	年 月	Ħ		署名					
						令和	0	年	月	日 提出
上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。										
	事業所所在地									
事業主	事業所名称					,	•		`	
王欄	事業主氏名									

- 1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご留意ください。
- <u>①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。</u>
 - ※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。
- ②. 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。
- ③. 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。
- <①について資格確認書を交付しない理由>
 - 法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。
 - ※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方(要介護の高齢者や障害をお持ちの方など)は除く
- <②、③について資格確認書を交付しない理由>
 - ・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
 - ・資格情報のお知らせ又はその写し
 - ※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。 (保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要)。

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため 資格確認書の交付申請をしてください。

事 由	申請理由		
・マイナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナンバーカードの利用を一時停止させた後で、	1 マイナンバーカードを紛失したため		
マイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新(マイナンバーカードが見つかった場合)			
を行っていない場合			
・マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合			
具体例は以下のとおり			
・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の			
手続を行っていない場合	2 マイナンバーカードの更新手続き中のため		
・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合	2 マイナンハーカートの更利于祝さ中のため		
・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合			
・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合			
・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合			
・マイナンバーカードの交付時(再発行時を含む。)に、電子証明書の発行を希望しない場合	5 マイナンバーカードを作っていないため		